

第13号

# 県住新聞

発行者

県営住宅指定管理者

一般社団法人  
宮崎県宅地建物取引業協会  
住宅管理課

住所:宮崎市潮見町20番地1  
電話:0985-22-8141

時間外の緊急連絡は  
**真に緊急の場合のみ!!**

「テレビが映らない」  
「共同灯がつかない」  
などの真に緊急でない場合は翌日  
8時30分以降の連絡にご協力をお願いたします。  
緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。

緊急でない場合  
↓  
翌日8時30分以降に連絡

## 毎年7月は「収入申告書」の提出月です!!

「収入申告書」は、みなさまの収入や世帯の状況に応じて、翌年度からの家賃を決めるための重要なものです。そのため、収入や世帯状況を確認するために、みなさまには毎年、収入申告書を提出していただかなければなりません。

### 収入申告から家賃決定の流れ

- 7月初旬 管理会社から収入申告書の用紙等を配布します。世帯全員の住民票や平成27年度所得証明書などの収入を証する書類を市町村役場や勤務先などでお求めください。
- 7月末日まで 記入した収入申告書に必要書類をそろえて、管理会社または住宅管理人に提出してください。
- 8月以降 提出していただいた収入申告書などにより、みなさまの収入の認定、家賃の計算を行います。
- 1月末日頃 4月からお支払いいただく家賃の額をお知らせします。



**注意** 収入申告書及び関係書類の提出をしないと今の家賃の2~3倍になる方もいます。必ず期限内に提出してください。

収入申告なんでも  
相談ダイヤルで安心!!  
(平日午前9時~午後5時まで)



【県央地区】0120-947-208  
【県南地区】0120-947-318

## 台風への備えは大丈夫?

毎年夏から秋にかけて暴風雨の災害をもたらす台風や突然起こる地震。その被害を最小限に抑えるために、日頃から備えておくことが大切!

台風時には、ラジオ、テレビなどのニュースをよく聞くとともに、次の点に注意して、万全の備えをしましょう。



### ●バルコニーでは

風が強くなる前に、バルコニーの植木鉢や空き箱などは取り込み、物干し竿は、フックやバルコニーの「さん」に結んで固定しましょう。バルコニーの排水口が詰まらぬよう、あらかじめ掃除をしておきましょう。

### ●窓や出入り口では

- ① 窓や出入り口の鍵は施錠して、隙間を丸めた新聞や、雑巾などで塞ぎます。この場合、建具(窓枠)下部に、外側からガムテープ(荷造り用テープ)を貼りつけ、さらに内側からサッシの敷居部分をタオル等で抑えると横なぐりの雨に効果があります。
- ② 台風時に外出する場合には、特に戸締りを厳重にして①の対応をしておきましょう。風雨の激しいときは、隙間から漏れた水で畳が濡れたり階下に漏水して迷惑をかけることとなります。特に注意をしてください。

## 災害時・非常時の防災グッズ



災害や非常事態は突如としてやってきます。各家庭でいざという時に必要な防災グッズは、リュックやケースに入れるなど、すぐに持ち出せるようにひとまとめにしておきましょう。

まずは**水**。必要な目安としては1人1日3リットル。最低3日分はストックしておきたいもの。持ち運びには500mlボトルも便利です。数年間保存できるものから、期限の短いものもありますのでチェックしておきましょう。

次に**懐中電灯、ろうそく、マッチ、予備の電池、そして携帯ラジオ**。普段あまり使わない懐中電灯は電池切れに注意しましょう。手回しやソーラー充電できるもの、さらにランタンタイプなどもありますので、さまざまなタイプを揃えておくのも手でしょう。できれば一人一個用意しておきます。また携帯ラジオも忘れず。こちらもお忘れなく。

## 梅雨時期の換気にご注意!!

鉄筋コンクリート造の建物は、一般的に気密性が高く、外気に面する壁に結露が生じやすい構造です。結露を完全に防ぐ対策は困難であり、結露予防には、換気や暖房などに注意して室内の湿度を抑えた住まい方が大切となります。特に梅雨時期は押入などが高温多湿になりますと結露してカビなどが発生しやすくなりますので、ご注意ください。

## 犬猫の飼育は禁止です

ペットなどの動物飼育は禁止です。愛着のある動物でも、身近にアレルギーや恐怖、嫌悪感を感じる方がお住まいかもしれません。共同生活のマナーを守って、誰もが暮らしやすい団地をつくっていきましょう!

